⑸　国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額			
⑹　国庫納付等の額			
⑺　国庫納付等が行われた年月日			
⑻　減資額	―	―	―

㈱　⑸から⑺については、国庫納付等が行われていないため、金額及び日付を記載しておりません。
⑻については、国庫補助金等により取得した固定資産であることから、減資の対象としておりません。

⑴　不要財産としての国庫納付等を行う予定である資産の種類、帳簿価額等の概要	土地、建物、構築物 （千町宿舎） 帳簿価額（取得時）：177,309,870円 帳簿価額（申請時）：157,276,728円	建物 （亀岡宿舎） 帳簿価額（取得時）：36,338,154円 帳簿価額（申請時）：9,319,247円	車両運搬具 （マイクロバス　２台） 帳簿価額（取得時）：1,873,879円 帳簿価額（申請時）：1,873,879円
⑵　不要財産となった理由	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）において、国庫納付することとされたため	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）において、国庫納付することとされたため	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）において、国庫納付することとされたため
⑶　国庫納付等の方法	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付を予定	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付を予定	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付を予定
⑷　譲渡収入による現金納付等を行う予定である資産に係る譲渡収入の額	197,080,000円	15,908,710円	2,167,888円
⑸　国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額			
⑹　国庫納付等の額			
⑺　国庫納付等が行われた年月日			
⑻　減資額	―	―	―

㈱　⑸から⑺については、国庫納付等が行われていないため、金額及び日付を記載しておりません。
⑻については、国庫補助金等により取得した固定資産であることから、減資の対象としておりません。

⑹　引当外賞与見積額

補助金等から充当されるべき賞与の見積額　709,267,357円

２．キャッシュ・フロー計算書関係

キャッシュ・フロー計算書の資金の期末残高の貸借対照表科目別内訳

現金及び預金　6,885,308,446円

３．行政サービス実施コスト計算書関係

⑴　自己収入等

行政サービス実施コスト計算書における自己収入等には、国又は地方公共団体からの交付金、補助金及び負担金に基づく収益以外のものを計上しております。

⑵　引当外退職給付増加見積額に関する注記

行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国又は地方公共団体からの出向職員に係るものであり、対象者数は72名であります。

４．有価証券関係

満期保有目的の債券

（単位：円）

区　分	種　類	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地　方　債	11,284,184,709	11,672,191,400	388,006,691
	地方公共団体金融機構債	100,279,761	102,110,000	1,830,239
	小　計	11,384,464,470	11,774,301,400	389,836,930
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地　方　債	549,049,579	548,825,000	△　224,579
	譲渡性預金	107,000,000,000	107,000,000,000	0
	小　計	107,549,049,579	107,548,825,000	△　224,579
合　計		118,933,514,049	119,323,126,400	389,612,351